

電波法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 改正の内容

一 九五〇MHzを超え九五八MHz以下の周波数の電波を使用するものについて、免許を要しない無線局とすること。
(第六条関係)

二 登録の対象とする無線局について、設備規則第五十四条第五号に規定する簡易無線局を追加すること。

(第十六条関係)

三 登録局の無線設備の規格について、設備規則第五十四条第五号に規定する技術基準を追加すること。

(第十七条関係)

第二 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。